

株式交換に係る事後開示書面

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号

及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2026 年 6 月 30 日

HEROZ 株式会社

バリオセキュア株式会社

2026 年 6 月 30 日

株式交換に係る事後開示事項

(株式交換完全親会社)

東京都港区芝五丁目 31 番 17 号 PMO 田町

HEROZ 株式会社

代表取締役 CEO 林 隆弘

(株式交換完全子会社)

東京都千代田区神田錦町一丁目 6 番地

バリオセキュア株式会社

代表取締役社長 高橋 知裕

HEROZ 株式会社（以下「HEROZ」といいます。）及びバリオセキュア株式会社（以下「バリオセキュア」といいます。）は、2026 年 4 月 14 日付で両社の間で締結した株式交換契約（以下「本株式交換契約」といいます。）に基づき、2026 年 6 月 30 日を効力発生日として、HEROZ を株式交換完全親会社とし、バリオセキュアを株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」といいます。）を行いました。

本株式交換に関する会社法第 791 条第 1 項第 2 号、第 801 条第 3 項第 3 号及び会社法施行規則第 190 条に定める事後開示事項は、下記のとおりです。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第 190 条第 1 号）

2026 年 6 月 30 日

2. 株式交換完全子会社における会社法第 784 条の 2、第 785 条、第 787 条及び第 789 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 2 号）

(1) 会社法第 784 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

会社法第 784 条の 2 の規定による請求を行ったバリオセキュアの株主はおりませんでした。

(2) 会社法第 785 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

バリオセキュアは、会社法第 785 条第 3 項並びに社債、株式等の振替に関する法律第 155 条第 2 項及び第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 6 月 3 日付で、バリオセキュアの株主に対し、本株式交換をする旨並びに株式交換完全親会社である HEROZ の商号、住所及び買取口座を電子公告により公告いたしました。が、会社法第 785 条第 1 項に基づく株式買取請求を行ったバリオセキュアの株主はおりませんでした。

(3) 会社法第 787 条（新株予約権買取請求）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

(4) 会社法第 789 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における会社法第 796 条の 2、第 797 条及び第 799 条の規定による手続の経過（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2（株式交換の差止請求）の規定による請求に係る手続の経過

本株式交換は、HEROZ にとって会社法第 796 条第 2 項本文の規定（簡易株式交換）により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続

について、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条（反対株主の株式買取請求）の規定による手続の経過

HEROZ は、会社法第 797 条第 3 項及び社債、株式等の振替に関する法律第 161 条第 2 項の規定に基づき、2026 年 6 月 1 日付で、HEROZ の株主に対し、本株式交換をすすめる旨並びに株式交換完全子会社であるバリオセキュアの商号及び住所を電子公告の方法により公告いたしました。なお、HEROZ は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定（簡易株式交換）により、本株式交換契約について会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いましたので、会社法第 797 条第 1 項の規定による手続について、該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条（債権者異議）の規定による手続の経過

該当事項はありません。

4. 株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により HEROZ に移転したバリオセキュアの株式の数は、本株式交換により HEROZ がバリオセキュアの発行済株式の全部（ただし、HEROZ が所有するバリオセキュア普通株式を除きます。）を取得する時点の直前時（以下「基準時」といいます。）のバリオセキュアの発行済株式総数（4,542,434 株）から HEROZ が所有するバリオセキュアの株式の数（1,934,000 株）を除外した 2,608,434 株です。なお、上記発行済株式総数は、後記 5.（4）記載の自己株式の消却が行われた後のものです。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) HEROZ は、会社法第 796 条第 2 項本文の規定により、本株式交換契約について

会社法第 795 条第 1 項に定める株主総会の承認を得ずに本株式交換を行いました。なお、会社法第 796 条第 3 項の規定に基づき、本株式交換に反対する旨を HEROZ に通知した HEROZ の株主はおりませんでした。

- (2) バリオセキュアは、会社法第 783 条第 1 項の規定により、2026 年 5 月 27 日開催の第 11 期定時株主総会の決議によって、本株式交換契約の承認を得ております。
- (3) バリオセキュアの普通株式は、株式会社東京証券取引所スタンダード市場において、2026 年 6 月 26 日付で上場廃止となりました。
- (4) バリオセキュアは、2026 年 6 月 16 日開催の取締役会の決議に基づき、基準時の直前の時点において保有していた自己株式 4,427 株の全てを、基準時の直前の時点をもって消却しました。
- (5) HEROZ は、本株式交換に際して、基準時におけるバリオセキュアの株主（ただし、HEROZ を除きます。）に対し、その保有するバリオセキュアの普通株式 1 株につき HEROZ の普通株式 0.99 株の割合をもって、HEROZ の普通株式を割当交付いたしました。なお、HEROZ が割当交付した HEROZ の普通株式の合計は 2,582,349 株であり、そのすべてを新たに発行しております。
- (6) 本株式交換により増加した HEROZ の資本金及び準備金は以下のとおりです。

① 資本金：0 円

② 資本準備金：会社計算規則第 39 条に従い、HEROZ が別途定める額

③ 利益準備金：0 円

以 上